国民保護業務計画

2025年11月

小笠原海運株式会社

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)及びその他の法令、並びに東京都国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に必要な事項について定めることを目的として策定する。

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

○ 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する 基本指針及び国民保護業務計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連 携協力し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。 この場合において次の点に留意するものとする。

1. 国民に対する情報提供

○新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に当社が実施 する国民保護措置に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2. 関係機関相互の連携協力の確保

○国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の 連携体制の整備に努めるものとする。

3. 国民保護措置実施に関する自主的判断

○国民保護措置を実施するに当っては、その実施方法については、東京都(以下「都」という。)及び関係町村から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

4. 高齢者、障害者等への配慮

○国民保護措置を実施するに当っては、特に高齢者、障害者等に対するきめ細かな 配慮を行うものとする。

5. 安全の確保

○国民保護措置の実施に当っては、都及び関係町村の協力を得つつ、国民保護措置を実施する当社職員のほか国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分 配慮する。

第2章 平素からの備え

1. 当社対策組織の整備

○国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、社内に武力攻撃事態等における 組織として対策本部を設置し、体制の整備をはかる。

2. 情報収集及び連絡体制の整備

○管理する船舶等の施設、運航状況及び被災状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう連絡網、連絡方法など必要な事項についてあらかじめ定める。

3. 通信体制の整備

○武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう緊急連絡用の電話 回線の確保等必要な通信体制を整備する。

4. 活動体制の整備

○武力攻撃事態等により、都対策本部、当社連絡調整組織が設置される事態については、「安全管理規定 13 章:海難その他の事故の処理」を準用し対応する。

5. 避難・救援に関する備え

○当社は、関係各機関と協議の上避難住民の運送及び緊急物資等の運送を実施する体制を整備するとともに、必要な備蓄、管理する船舶及び施設の適切な維持・管理に努める。

6. 訓練の実施

○日頃より、国民保護措置の実施が的確に行われるよう社内において手順の確認等 の訓練を実施する。また、国、都、区町村が実施する訓練に積極的に参加し、他 機関との連携をはかる。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 活動体制の確立

1. 武力攻撃事態等対策本部との連携

○政府により、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針が定められ、都対策本部が設置された旨の連絡を受けた場合は、その内容を連絡体制に則り従業員に周知し、連絡調整組織を設置する。

2. 情報収集及び報告

○管理する船舶等の施設、運航状況等の情報を迅速に収集・集約し、必要に応じて 都に報告する。

3. 通信体制の確保

○武力攻撃事態等においては、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ情報通信手段の機能確認を行うと共に支障が生じた場合は直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

第2節 運送の確保

1. 避難住民の運送・救援に向けた備え

- ○都知事又は関係町村長から避難住民又は緊急物資の運送の求めがあった場合 には、資機材の故障等により当該運航を行うことが出来ないなど正当な理由がな い限り、運送を的確かつ迅速に行うものとする。
- ○都知事又は関係町村長から避難住民の運送の求めが行われることに備え、全島 避難をみすえた輸送力の確保など避難住民又は緊急物資の運送に必要な態勢 を備えるものとする。

2. 都対策本部長の総合調整等

- ○東京都国民保護対策本部長(以下「都対策本部長」という。)による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう 努めるものとする。
- ○都知事により避難住民の運送及び緊急物資の運送に関し指示が行われた場合に は、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。
- ○都対策本部長が行う総合調整等については、国民保護法の規定に基づき必要な 範囲で行うものとし、それを超えた業務の実施は行わない。

第3節 警報の伝達等

○警報の内容の通知を受けた場合には、迅速かつ確実に職員に伝達し船舶等施設 の利用者への伝達に努めるものとする。また、警報の解除指示があった場合も同 様とする。

2. その他の情報の伝達等

- ○警報の内容の通知のほか、避難の指示の内容の通知など、都知事から通知 があった場合は、迅速かつ確実に職員に伝達する。
- ○避難の指示の内容の通知を受けた場合には、迅速かつ確実に職員に伝達し船舶 等施設の利用者への伝達に努めるものとする。また、解除指示があった場合も同様とする。

第4節 船舶等の施設の適切な管理及び安全確保

○管理する船舶及び施設について、避難住民又は緊急物資の運送が必要な場合に備え、警備の強化など適切な管理に努めるものとする。また、これらの施設の利用者の誘導等が必要となった場合は、的確かつ迅速な誘導に努めるものとする。

2. 安全の確保

○国民保護措置を実施するに当っては、その内容に応じ、都又は関係町村から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、当社職員のほか、当社の実施する国民保護措置に従事する者の身体に危険が及ぶことのないよう、安全の確保に十分配慮するものとする。

3. 特殊標章等の使用

○国民保護措置を実施するに当って、国民保護法第158条第1項に基づく 特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、都知事の許可に基づき適切に使 用するものとする。

第4章 応急の復旧等

○武力攻撃災害発生後安全の確保に配慮した上で、可能な限り速やかに施設及び 設備の緊急点検を実施すると共に、被害状況等を把握し、迅速に応急の復旧に 努めるものとする。

2. 復旧

○武力攻撃事態等の終了後、被害状況を調査し、復旧計画を策定した上で速やか な復旧に努めるものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

○緊急対処法における緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施 方法については、この計画の第1章第2節から前章までの定め(特殊標章等に関す る規定を除く。)に準じて行うものとする。

第6章 計画の変更・見直し

- ○この計画は引き続き検討を進め、訓練等において変更の必要があると認められた 場合は、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った場合は、
 - 軽微な変更である場合を除き、直ちに都知事に報告するものとする。また、関係町村長に通知すると共に、新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して公表を行うものとする。
- ○この計画の変更に当っては、この計画の業務に従事する者の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。